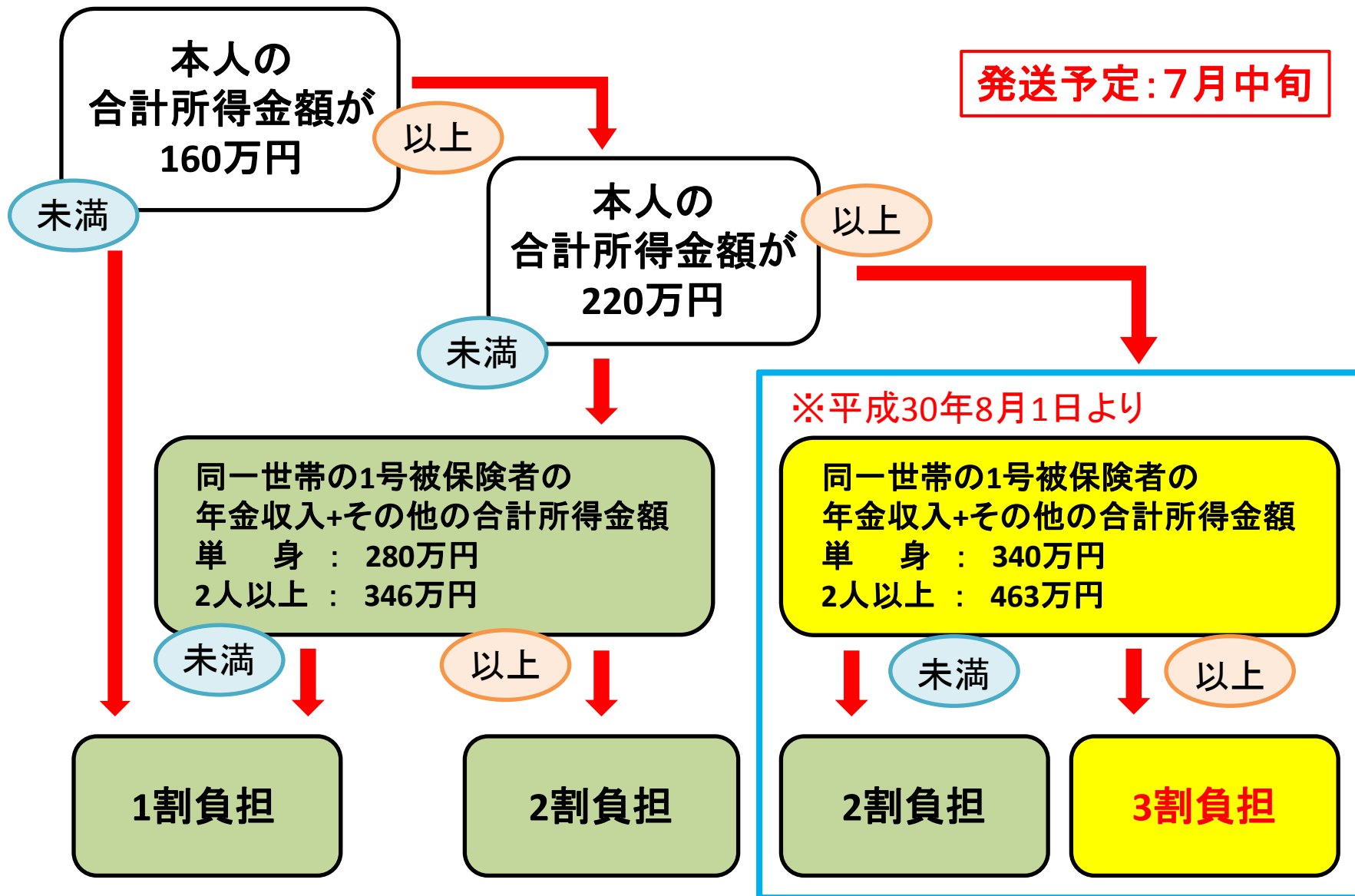


居宅交流会での連絡事項

あま市 福祉部 高齢福祉課

平成30年6月19日(火)

～制度改正に伴う3割負担の新設～



※3割負担の利用者が給付額減額措置を受けている場合は、4割負担となります。

～訪問介護(生活援助)の利用回数の制限について～ (平成30年10月1日施行)

課題

生活援助中心型サービスについては、必要以上のサービス提供を招きやすい。利用者において、様々な事情を抱える場合もあり、利用者の自立支援にとって、より良いサービスとする必要がある。

対策

居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護を位置付ける場合は、当該居宅サービス計画を提出していただき、地域ケア会議等で検証を行います。

※10月サービス分が確定した段階で、利用回数を超える場合からの提出(9月中)

要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
27回	34回	43回	38回	31回

- ・要介護別の「全国平均利用回数+2標準偏差(2SD)(※)」を基準とする。
(※)全国での利用回数の標準偏差に2を乗じた回数

～退院・退所加算の見直し～

<改正前>

	カンファレンス参加 無	カンファレンス参加 有
連携1回	300単位	300単位
連携2回	600単位	600単位
連携3回	×	900単位



<改正後>

	カンファレンス参加 無	カンファレンス参加 有
連携1回	450単位	600単位
連携2回	600単位	750単位
連携3回	×	900単位

※「連携3回」を算定できるのは、そのうち1回以上について、入院中の担当医等との会議（退院時カンファレンス等）に参加して、退院・退所後の在宅での療養上必要な説明を行った上でケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合に限る。

※入院又は入所期間中につき1回を限度。また、初回加算との同時算定不可。

～退院・退所加算におけるカンファレンス参加者の定義～

診療報酬の算定方法(平26年厚生労働省告示第57号)

別紙第一医科診療報酬点数表の退院時共同指導料2の注3の対象となるもの
(詳細は別紙のとおり)

入院中の保険医療機関

保険医又は看護師等(※)



計4名以上で開催されたものを
カンファレンスと位置づけます。

在宅療養担当医療機関(3者以上)

保険医若し看護師等(※)、保険医である歯科医師
若しくはその指示を受けた歯科衛生士、保険薬局の保険薬剤師、
訪問看護ステーションの看護師等(准看護師を除く。)(※)、理学療法士、
作業療法士若しくは言語聴覚士、介護支援専門員又は相談支援専門員

(※)看護師等とは、当該保険医の指示を受けた当該保険医療機関の保健師、
助産師、看護師若しくは准看護師をいう。

(平成30年3月5日付け保医発0305第1号)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」より

～公平中立なケアマネジメントの確保について～

利用者やその家族に対して、利用者はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、

- ・ 複数の事業所の紹介を求めることが可能であること
- ・ 当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能であることを説明することの義務づけ(違反した場合は報酬を減額:運営基準減算)

例) 重要事項説明書に「複数の事業所の紹介をした」ことを追加し同意を得る等

- ・ 重要事項説明書に追加記載する場合の例示

● 居宅介護支援の提供にあたっての留意事項について

(1)～既存の内容

(2)～既存の内容

(3) 利用者は、介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、居宅介護サービス計画(原案)に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由について説明を求められますので、必要であれば遠慮なく申し出てください。

※注意

内容を利用者(利用申込者)又はその家族に説明するに当たっては、理解が得られるよう、文書の交付に加えて口頭での説明を懇切丁寧に行うこと。また、それを理解したことについて必ず利用者(利用申込者)から署名をもらうこと。

また、ケアプランにも説明等の内容の記載があればなおよし。

～入院時情報連携加算の見直し～

利用者等に対して、入院時に担当ケアマネジャーの氏名等を入院先医療機関に提供するよう依頼することを義務づけ

例) 被保険者証カバーにケアマネジャーの名刺等を入れてもらうなどして、利用者が医療機関にわかりやすく伝えられるようにしてもらう。

～質の高いケアマネジメントの推進～

主任ケアマネジャーであることを管理者の要件とする(平成33年4月に完全移行)

～研修のご案内～

愛知県 介護保険指定・指導グループのHP内「介護に関する研修」をクリックしていただきますと「～介護関係者に対する各種研修について(ご案内)～」が掲載されております。

各事業所は従業者の資質向上のために、その研修の機会を確保することとされております。

県内の介護保険事業に関する職能団体等においては、各種研修企画を計画されておりますので、研修実施等についての参考にしてください。

～ご質問について～

- ・出来れば、個人ではなく事業所としての質問をお願いします。
 - ・回答に時間がかかりますので、余裕をもって質問をお願いします。
- (質問内容が複雑な場合はお電話ではなく書面でいただけると助かります)

ご清聴ありがとうございました。

今後ともご協力のほどよろしく申し上げます。